

# 第2章

障がい者等を取り巻く状況



## 第2章 障がい者等を取り巻く状況

### 第1節 障害福祉に関する制度・施策の変遷

#### 第1期荒川区障害者プラン（平成18年3月）以前

項目	内容
昭和56年～平成14年 障がい者福祉の拡充	<p>区では、昭和56年の「国際障害者年」を契機に、障がい者福祉の拡充に努めてきました。昭和57年「国際障害者年荒川区行動計画」、平成5年「荒川区地域福祉計画」、平成6年「荒川区保健福祉医療計画」、平成12年「荒川区障害者プラン」と、区政の幅広い分野において、各種の障がい者施策を計画化し、その実現に取り組んできたところです。</p> <p>また、平成12年度以降は、区の実情に合わせ、平成12年の介護保険制度導入に伴う障がい者施策の見直し、平成14年の尾久生活実習所分場の開設、知的障がい者ガイドヘルパー派遣事業の開始等、施設の開設や新規事業を開始しました。</p>
平成15年 支援費制度の導入	<p>平成15年度からは、行政がサービス内容を決定する措置制度であった障がい者施策に支援費制度が導入され、利用者とサービス提供事業所との契約によってサービスが提供される形式に変わりました。</p> <p>その他、同年12月には障害者就労支援センターじょぶ・あらかわ(以下、「じょぶ・あらかわ」という。)が、就労相談を開始しました。</p>

#### 第2期荒川区障がい者プランの計画期間（平成18年度～平成23年度）

項目	内容
平成18年4月 障害者自立支援法の施行	<p>障がいの種別(身体、知的、精神)ごとに異なる法律に基づき提供されてきた障害福祉サービスや公費負担医療等について、障害者基本法の基本的理念にのっとり、共通の制度の下で一元的に提供するため、障害者自立支援法が施行されました。</p> <p>あわせて、財源や支給決定の基準に課題があった支援費制度に代わり、公平なサービス利用・負担となるよう、サービス費用は、所得や利用したサービス量に応じて利用者が定率負担することになりました。</p>

項目	内容
<p>平成18年4月 障害者自立支援法の施行 (続き)</p>	<p>利用者負担が増加するため、区では障害者自立支援法による在宅サービス利用者の利用者負担を、国基準の10%から3%に軽減する緩和策を全国に先駆けて実施しました。</p> <p>さらに、平成18年10月からは、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の実施に伴う利用者負担軽減策も導入しました。</p>
<p>平成21年4月 福祉作業所の工賃向上の 支援</p>	<p>区内の福祉作業所と関係機関をつなぐネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを行っており、利用者が福祉作業所から受け取る工賃の引上げに結び付けています。その他にも、コンサルタント事業者による商品の改善や工賃アップを目指した研修を行っています。</p>
<p>平成21年10月 重症心身障がい児者留守 番看護師派遣事業</p>	<p>重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児者(以下、「重症心身障がい児者」という。)を在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、家族に代わって医療行為ができる看護師を自宅に派遣しています。</p>
<p>平成22年4月 自殺予防対策事業</p>	<p>自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれる可能性のある方に接した際に、必要な機関へつなぎ、自殺を予防するための取組を行っています。</p> <p>平成22年度からは、区職員、区民団体を対象としたゲートキーパー研修を実施しており、平成23年度からは、こころの健康相談窓口として専用電話を設置しました。</p>
<p>平成22年4月 就学後の発達障がい相談 事業(心理士)</p>	<p>荒川区立心身障害福祉センター(荒川たんぼぼセンター。以下、「荒川たんぼぼセンター」という。)における療育に引き続き、就学後においても切れ目なく発達や機能上の問題についての相談に応じ、心理学的評価を交えながら適切な助言を行っています。</p>
<p>平成22年6月 コミュニケーション支援の 拡充</p>	<p>聴覚障がい者への手話通訳等によるコミュニケーション支援事業を拡充し、また視覚障がい者を支援する対面音訳者派遣事業も開始しました。</p>
<p>平成22年10月 盲ろう者支援</p>	<p>視覚と聴覚の障がい重複している盲ろう者を支援するため、区内の盲ろう者に対し訪問調査を実施しました。</p> <p>また、盲ろう者への理解を深めるための交流会、障害福祉サービス事業所等向けの研修会などを実施しています。</p>

項目	内容
平成23年1月 就労支援施設の開設	福祉作業所の事業拡大等を支援するため、町屋三丁目障がい者就労支援施設(スタートまちや)を整備し、まごころ作業所と町屋あさがお作業所が同施設で活動しています。また、同施設において、事務補助等の就労訓練を実施しています。
平成23年8月 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練	荒川たんぽぽセンターで高次脳機能障がい者のグループ生活訓練を行っています。高次脳機能障がい者とその家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、じよぶ・あらかわ等の関係機関との連携を図り、高次脳機能障がい者に対し、生活訓練を行っています。 また、啓発活動として、高次脳機能障がいに関するセミナーも行っています。
平成23年8月 スポーツ基本法の施行	スポーツに関する基本理念や、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたスポーツ基本法が施行され、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう推進することが理念として掲げられました。 区では、荒川区スポーツ推進プラン(平成28年4月策定)に基づき、障がい者スポーツフェスティバルの開催や障がい者スポーツサポーターの育成など、より多くの区民が障がい者スポーツに親しめるよう取組を行っています。

### 第3期荒川区障がい者プランの計画期間（平成24年度～平成29年度）

項目	内容
平成24年4月 児童福祉法の一部改正	障がい児の支援体制を強化し、身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童福祉法と障害者自立支援法の二法にまたがっていた障がい児の通所サービスが、児童福祉法に一元化されました。これに伴い、障害者自立支援法の児童デイサービスが廃止され、児童福祉法の下に児童発達支援・放課後等デイサービス・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援の各サービスが新たに創設されました。
平成24年4月 地域生活支援施設の開設	町屋六丁目に地域生活支援施設スクラムあらかわ(以下、「スクラムあらかわ」という。)が開設され、グループホーム・短期入所・日中一時支援等、複合的なサービスを実施することにより、障がい者が地域で生活するための環境を整えました。

項目	内容
<p>平成24年4月 親なき後支援事業</p>	<p>現在、家族等の支援を受けて生活している障がい者が、保護者が不在となった場合でも生涯にわたり地域で生活できる環境を整えるため、グループホームの整備を促進しています。</p> <p>また、自分自身で十分に判断することができない人については、成年後見制度の利用を支援することで権利擁護を図っています。</p>
<p>平成24年10月 障害者虐待防止法の施行</p>	<p>障がい者虐待防止等に関する施策を推進し、障がい者の権利擁護に資することを目的に、障害者虐待防止法が施行されました。</p> <p>区では、障害者福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、時間外や休日でもコールセンターを通じて速やかに対応できる体制をとっています。また、パンフレットの作成や講演会の実施等の普及啓発を実施しています。</p>
<p>平成25年4月 障害者総合支援法の施行</p>	<p>地域社会における共生や社会参加の機会確保等について、総合的かつ計画的に支援が行われることを理念とした法律が、平成25年4月1日に障害者総合支援法として施行されました。</p> <p>これによって、難病患者への対象拡大、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホーム一元化、障害支援区分の創設等が実施されました。</p>
<p>平成25年4月 障害者優先調達推進法の施行</p>	<p>障がい者の作業所等の受注の機会を確保するために、作業所等が供給する物品等に対する調達の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障がい者等の自立を促進するため、障害者優先調達推進法が施行されました。</p> <p>区では、作業所等へ物品や作業の発注を積極的に行うほか、作業所等が供給する物品等の質の向上及び供給の円滑化のために、区内の作業所等から構成される「作業所等経営ネットワーク」の場も活用し、研修等を実施しています。</p>
<p>平成26年3月 福祉避難所の指定</p>	<p>災害によって住居等が損壊、あるいは火災等のため使用できなくなった障がい者のうち、配慮が必要な方を対象に、一次・二次避難所とは別に災害発生時に開設する福祉避難所を指定しました。</p> <p>また、地震等の大規模災害や火災等の緊急時において、障がい者の安否確認や避難誘導、救命活動を迅速に行えるよう、平成21年3月にあらかわ安心カードを、平成24年8月にコミュニケーション支援ボードを、平成25年6月に要援護者(避難行動要支援者)名簿を整備しました。</p>

項目	内容
平成26年6月 アルコール健康障害対策 基本法の施行	<p>アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、アルコール健康障害対策基本法が施行されました。</p> <p>区では、健診等で適正飲酒と休肝日の必要性を普及啓発するなど、健康的な飲酒習慣へと促す働きかけを行っています。</p>
平成27年1月 難病法の施行	<p>難病患者に対する医療等に関する法律(以下、「難病法」という。)の施行により、難病患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度とすることなどが定められ、医療費助成対象疾病が拡大しました。</p>
平成27年12月 個人別ライフプランの 相談員の配置	<p>障がい者のライフステージごとに将来をシミュレートすることで、これからの生活と、それに合わせた福祉サービスを組み立てる「個人別ライフプラン」を作成するための相談員を、荒川区立障害者福祉会館(アクロスあらかわ。以下、「アクロスあらかわ」という。)に配置しました。</p>
平成28年2月 精神障害者相談支援 事業所の開設	<p>年々増加傾向にある精神障がい者の相談に対応し、社会生活を支援していくため、新たな精神障害者相談支援事業所コンパス(以下、「コンパス」という。)を開設しました。</p>
平成28年4月 障害者差別解消法の施行	<p>障がい者及びその家族等からの差別解消のための相談窓口を設置しました。また、コールセンターを設置し、夜間・休日についても速やかに対応できる体制をとっています。他に、職員対応要領の作成及び研修や講演会を実施するなど、普及啓発を実施しています。</p>

#### 第4期荒川区障がい者プランの計画期間（平成30年度以降）

項目	内容
平成30年4月 障害者総合支援法及び 児童福祉法の一部改正	<p>障害者総合支援法の一部改正により、「自立生活援助」「就労定着支援」の創設、重度訪問介護の訪問先拡大、補装具費の支給範囲拡大(貸与の追加)が実施されるとともに、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。</p> <p>また、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問型児童発達支援」の創設、保育所等訪問支援の支援対象拡大が実施されるとともに、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、都道府県及び市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。</p>

項目	内容
<p>平成30年4月 障害者総合支援法及び 児童福祉法の一部改正 (続き)</p>	<p>あわせて、障がい者の重度化・高齢化への対応、人口呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(以下、「医療的ケア児」という。)等への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応するため、障害福祉サービス等報酬改定が行われました。</p>
<p>平成30年6月 障害者文化芸術推進法の 施行</p>	<p>障がい者が文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備やそのための支援を促進することを目的に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(以下、「障害者文化芸術推進法」という。)が施行されました。</p> <p>区では、障がい者の制作した芸術作品を区内施設・交流都市で展示するほか、作品やデザインを商品化することで、障がい者の就労機会の拡大や生活の質の向上にもつなげています。</p>
<p>平成30年7月 荒川区手話言語条例の 施行</p>	<p>手話は言語であるとの認識の下に、手話に関する施策を推進し、すべての区民が相互に尊重し、心豊かな生活を営むことができる地域社会の実現を目指し、荒川区手話言語条例を平成30年7月17日に施行しました。</p> <p>区では、窓口到手話通訳者を定期的に配置するなど、聴覚障がい者がコミュニケーションを取りやすい環境を整備しています。また、平成30年4月から遠隔手話通訳等サービス及び電話代行サービスを開始しています。</p>
<p>平成30年10月 ギャンブル等依存症対策 基本法の施行</p>	<p>ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為)依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、健全な生活の確保を図るとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に、ギャンブル等依存症対策基本法が施行されました。</p> <p>区では、専門の精神科医と相談員による無料の個別相談を実施(月2回)しているほか、依存症から回復して社会復帰を目指すための民間リハビリ施設の支援を行っています。</p>
<p>平成30年12月 グループホームひぐらし の開設</p>	<p>平成28年度末で廃止したピアホーム西日暮里の後継として、グループホームひぐらしを開設しました。グループホームひぐらしでは、保護者による介護が困難になった場合に、保護者に代わり、一時的に心身障がい者(児)の介護を行う緊急一時保護を実施しています。</p>

項目	内容
平成30年12月 医療費助成の拡大	<p>平成30年12月、B型肝炎ウイルスまたはC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者が最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が開始され、あわせて医療費の自己負担軽減のため入院医療費を助成する制度が設けられました。</p> <p>また、東京都においては、精神障害者保健福祉手帳1級の方は、平成31年1月から心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象となりました。</p>
令和元年6月 読書バリアフリー法の 施行	<p>障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下、「読書バリアフリー法」という。)が施行されました。</p> <p>区立図書館においては、目の不自由な方に録音図書・雑誌、マルチメディアダイジェスト図書、点字図書等の提供や対面音訳サービスを、図書館への来館が困難な方に宅配・郵送サービスを行っています。</p>
令和元年10月 就学前障がい児における 発達支援の無償化等	<p>消費税 10%への引上げに伴う保育・幼児教育無償化に合わせ、就学前障がい児(満3歳になって初めての4月1日から3年間)における発達支援についても自己負担額が無償化されることとなりました。</p> <p>その他、増税に伴って、障害福祉サービス等報酬改定や障害福祉人材の処遇改善が実施されました。</p>
令和元年11月 荒川区自殺対策計画の 策定	<p>平成 28 年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて「荒川区自殺対策計画」を策定しました。</p> <p>区では、生きることの包括的な支援として自殺対策を推進すべく、教育センターと連携して「SOS の出し方教室」の実施に向けた取組を進めるなど、若年世代の自殺対策にも取り組んでいます。</p>
令和2年4月 子ども家庭総合センター の開設	<p>23区における児童相談所設置の先行3区(荒川・世田谷・江戸川)として、荒川区子ども家庭総合センター(以下、「子ども家庭総合センター」という。)を開設しました。</p> <p>同年7月には、東京都から一時保護や障害児入所施設の利用申請等の児童相談所が担う業務を引き継ぎ、開始しました。</p>

項目	内容
令和2年4月 子ども家庭総合センター の開設 (続き)	地域の関係機関との連携をより一層強化することで、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、迅速な対応を行っています。
令和2年5月～ 新型コロナウイルス感染症 対策に係る障害福祉サー ビス等事業者応援対策給 付金の支給等、事業所へ の支援	新型コロナウイルス感染症への長期的な対応も視野に入れ、障害福祉サービス等事業者の負担を軽減し、地域におけるサービス提供体制を維持するため、区内の障害福祉サービス等事業者を対象に、応援対策給付金の支給、濃厚接触者等に対して各種サービスを提供する際の特別給付金の支給、マスクや消毒液など衛生資機材の支給などの支援を行っています。
令和2年7月 児童相談所の設置に伴う 業務の移管	児童相談所の設置に伴い、東京都から障害児通所支援事業及び障害児入所施設の指定、小児慢性特定疾病医療費助成等の業務を引き継ぎ、開始しました。
令和2年11月 基幹相談支援センターの 開設	相談支援の中核的な役割を担い、相談等の業務を専門的総合的に行う機関として、荒川区障害者基幹相談支援センター(以下、「基幹相談支援センター」という。)を開設しました。 一般的な相談支援では対応が困難なケースに関係機関と連携して対応するなど、地域における相談支援体制の更なる充実を図ります。

【令和2年4月に開設した荒川区子ども家庭総合センター】



## 第2節 統計資料から見る状況

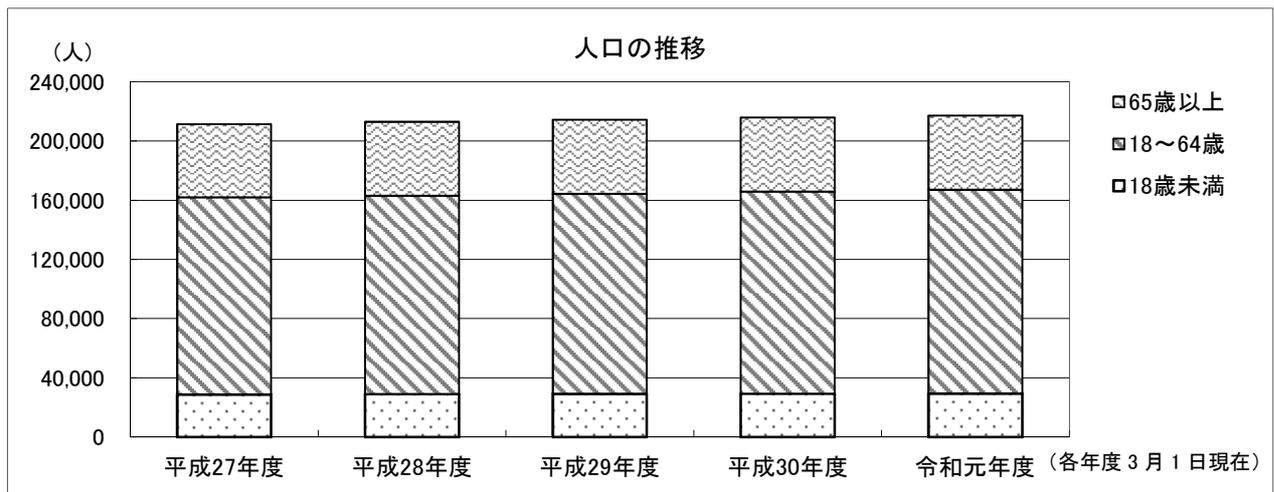
### (1) 人口の推移

荒川区の人口は、一貫して増加傾向にあります。年齢3区分別人口で見ると、18歳未満人口と18～64歳人口は増加傾向にありますが、65歳以上(高齢者)人口は微減傾向にあります。

(単位:人、%)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	人口	28,754	29,079	29,208	29,216	29,374
	[構成比]	13.6	13.6	13.6	13.5	13.5
18～64歳	人口	133,146	133,935	135,072	136,568	137,670
	[構成比]	63.0	62.9	63.0	63.3	63.4
65歳以上	人口	49,529	49,961	50,189	50,169	50,153
	[構成比]	23.4	23.5	23.4	23.2	23.1
総人口		211,429	212,975	214,469	215,953	217,197

住民基本台帳より作成(各年度3月1日現在)



### (2) 手帳所持者

#### ① 手帳所持者数の推移

荒川区における障がい者手帳所持者から見た身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の総数は次のとおりです。

平成27年度～令和元年度の5年間で、身体障害者手帳所持者は横ばい傾向、愛の手帳所持者は118人増で微増傾向にありますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は602人増で約1.3倍と増加傾向にあります。

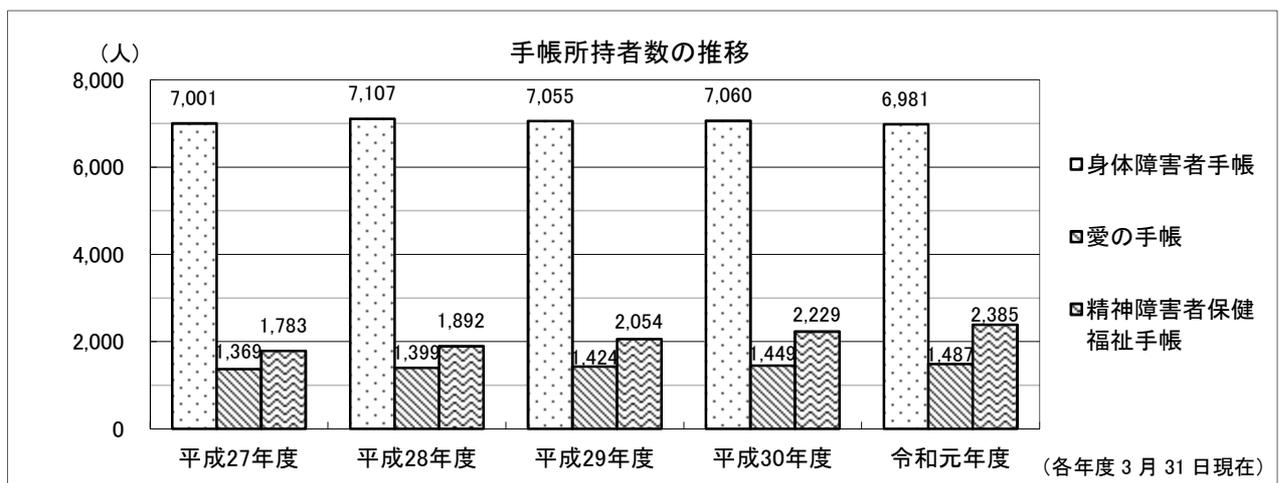
精神障害者保健福祉手帳所持者の増加要因としては、現代のストレス社会の中で、うつ病などの統合失調症以外の患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだことなどが考えられます。

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい者 (身体障害者手帳)	7,001	7,107	7,055	7,060	6,981
知的障がい者 (愛の手帳)	1,369	1,399	1,424	1,449	1,487
精神障がい者 (精神障害者 保健福祉手帳)	1,783	1,892	2,054	2,229	2,385
合計	10,153	10,398	10,533	10,738	10,853

※重複所持者を含む。

荒川区障害者福祉課データより作成(各年度3月31日現在)



## ② 身体障害者手帳所持者

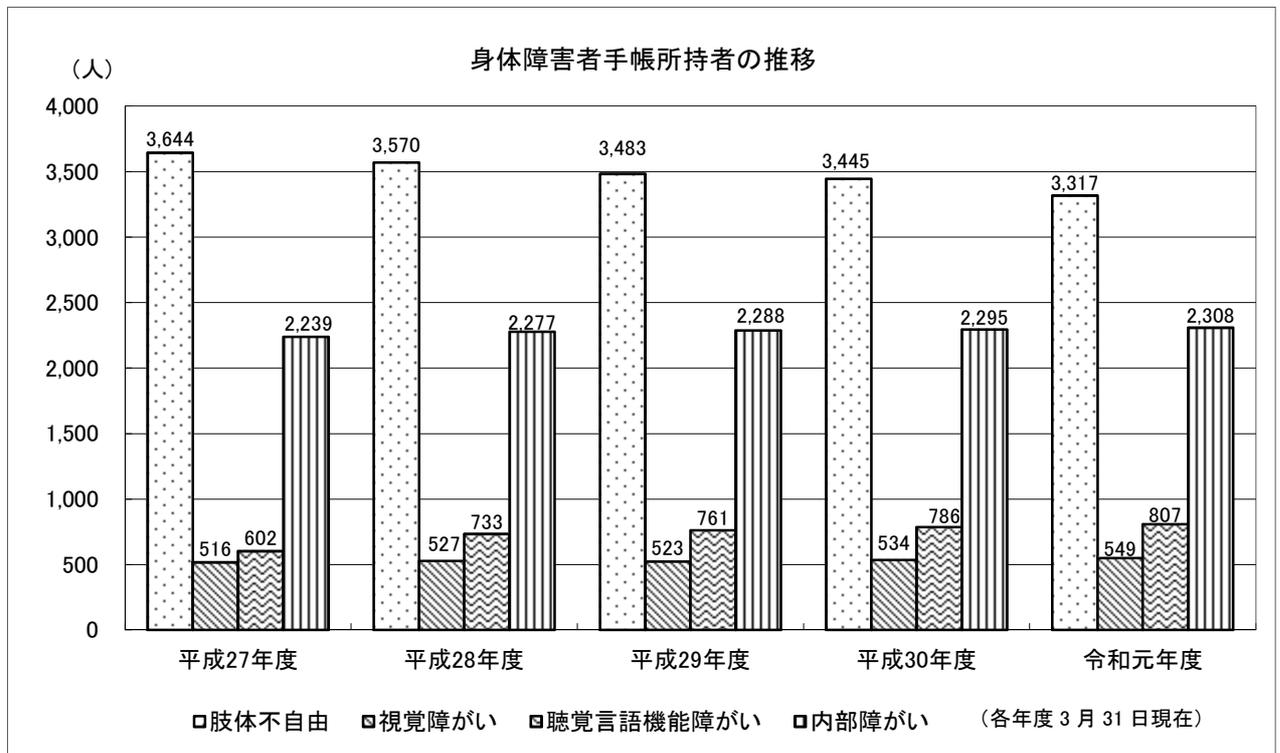
手帳を所持する人の等級別人数及び障がい別人数は、次表のとおりです。障がいの種別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・言語機能障がい、視覚障がいの順となっています。障がいの程度については、1級及び2級の重度障がい者が3,527人で全体の約5割となっています。

身体障がい者の障がい種別内訳では、いずれの年度においても肢体不自由の数が多くなっています。増加の割合が大きいのは聴覚・言語機能障がいで、平成27年度と令和元年度を比較すると、602人から807人へ増加し、約1.3倍となっています。

(単位:人、%)

区分	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・言語 機能障がい	内部障がい	合計	[構成比]
1級	640	172	29	1,549	2,390	34.2
	(32)	(2)	(1)	(7)	(42)	(31.6)
2級	706	187	185	59	1,137	16.3
	(21)	(1)	(12)	(0)	(34)	(25.6)
3級	695	40	126	234	1,095	15.7
	(14)	(0)	(7)	(4)	(25)	(18.8)
4級	817	52	256	466	1,591	22.8
	(4)	(3)	(2)	(6)	(15)	(11.3)
5級	306	66	0		372	5.3
	(4)	(2)	(0)		(6)	(4.5)
6級	153	32	211		396	5.7
	(3)	(0)	(8)		(11)	(8.3)
合計	3,317	549	807	2,308	6,981	100.0
	(78)	(8)	(30)	(17)	(133)	
[構成比]	47.5	7.9	11.6	33.1	100.0	

※( )内は、18歳未満の者の内数。 荒川区障害者福祉課データより作成(令和2年3月31日現在)



③ 愛の手帳所持者

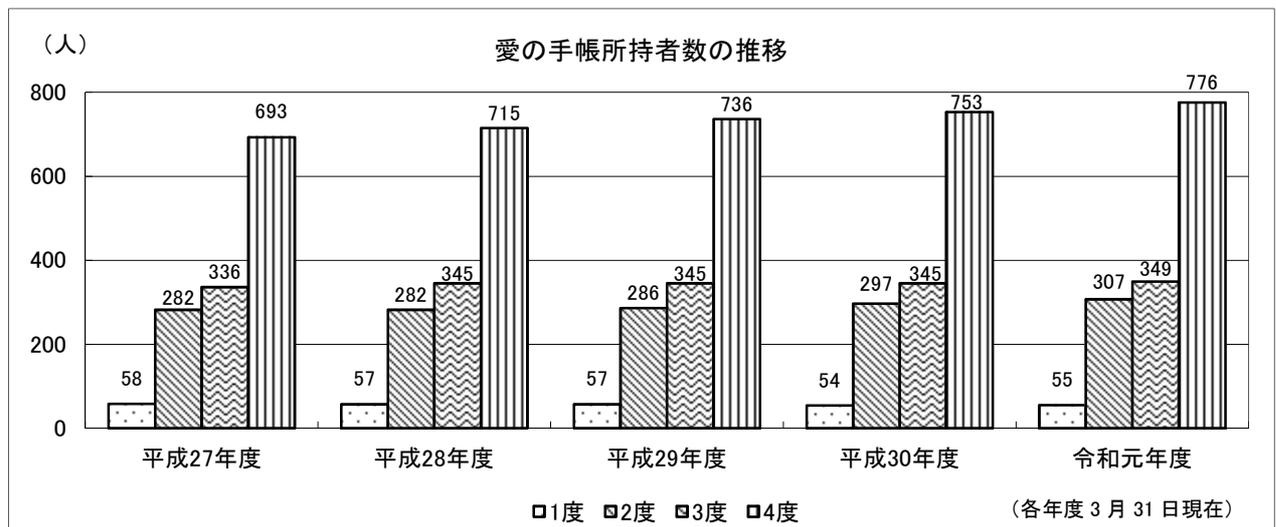
愛の手帳を所持する知的障がい者の内訳は、次表のとおりです。1度及び2度の重度障がい者が362人で全体の24.2%となっています。

障がい程度において、平成27年度と令和元年度を比較すると、4度は693人から776人へ増加し、約1.1倍となっています。その他、2度は微増傾向、1度及び3度は横ばいの推移となっています。

(単位:人、%)

程度	1度	2度	3度	4度	合計
人数	55	307	349	776	1,487
	(5)	(72)	(76)	(148)	(301)
[構成比]	3.7	20.5	23.5	52.2	100.0
	(1.7)	(23.8)	(25.2)	(49.2)	(100.0)

※( )内は、18歳未満の者の内数。 荒川区障害者福祉課データより作成(令和2年3月31日現在)



④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

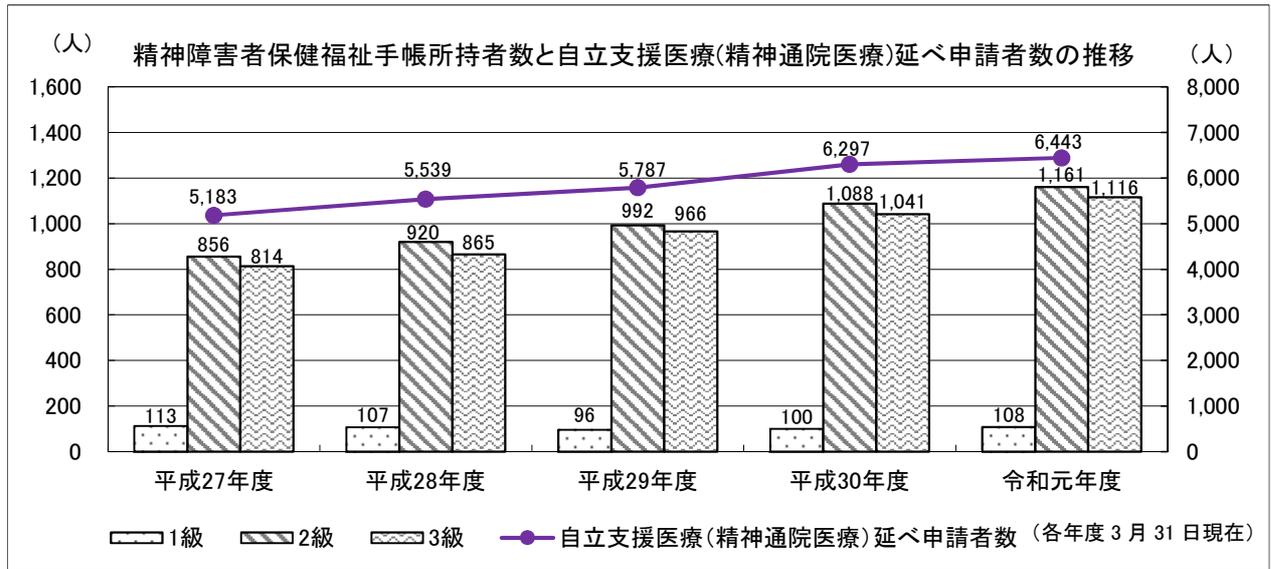
精神障害者保健福祉手帳を所持する人は、2,385人となっており、内訳は右表のとおりです。

(単位:人、%)

障がい程度において、平成27年度と令和元年度を比較すると、2級は856人から1,161人へ増加し、約1.4倍、3級は814人から1,116人へ増加し、同じく約1.4倍となっています。一方、1級は横ばいの推移となっています。

程度	1級	2級	3級	合計
人数	108	1,161	1,116	2,385
[構成比]	4.5	48.7	46.8	100.0

荒川区障害者福祉課データより作成  
(令和2年3月31日現在)



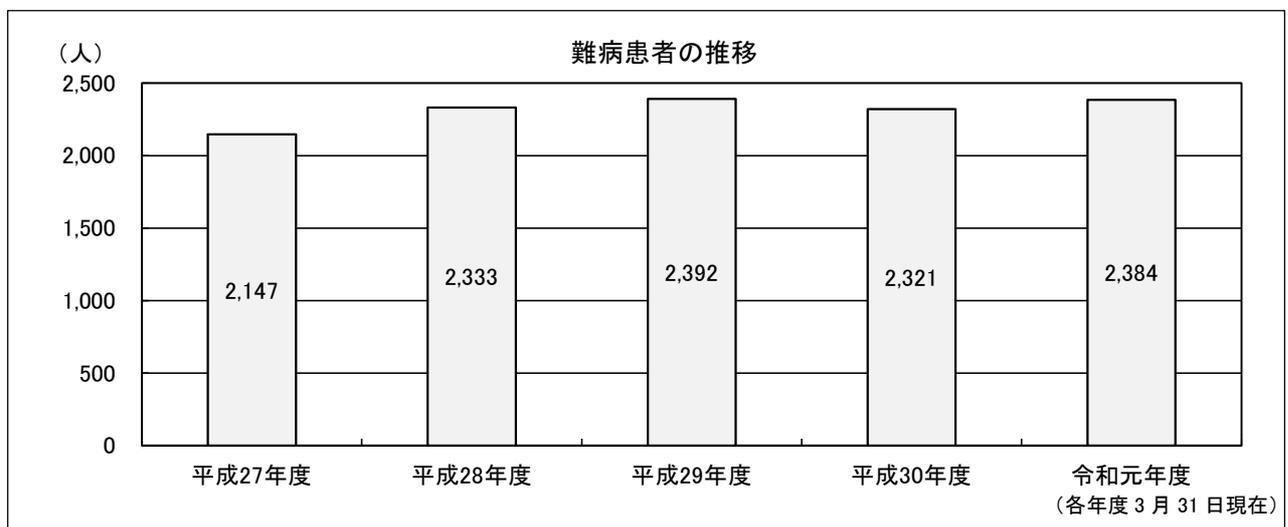
### (3) 難病患者

難病患者の内訳は、次表のとおりです。難病法に基づく国の指定難病は、平成27年1月の施行以降見直され、同年7月には対象となる疾病が101疾病から306疾病に、その後、平成29年4月から330疾病、平成30年4月から331疾病、令和元年7月からは現在の333疾病に拡大されました。対象疾病の拡大等により、平成27年度と令和元年度を比較すると、2,147人から2,384人へ増加し、約1.1倍となっています。

(単位:人)

国指定(333疾病)	東京都指定(8疾病)	その他の難病※	合計
1,745	11	628	2,384

※「その他の難病」は、特殊疾患治療研究事業や特殊医療費助成対象疾病等。  
 荒川区障害者福祉課データより作成(令和2年3月31日現在)



#### (4) 障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）

障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）の推移は以下のとおりです。平成27年度と令和元年度を比較すると約1.8倍となっており、利用者は年々増加しています。

